

## ～ 地域福祉活動計画の策定にあたって ～

21世紀のわが国は、「超」少子・高齢社会です。そのため、最近の議論をみると、年金や医療制度の改革、介護保険法による要介護高齢者へのサービス給付、あるいは子育て支援（次世代育成支援）などは、基本的には「社会的負担」という視点から議論がなされているように思います。しかしながら、われわれにとって重要なことは、超少子・高齢社会のあり方を、そうした社会的負担の視点からだけ考えるのではなく、新しい社会システムの創造や開発という視点から考えていくことです。

そして、そのときに「鍵」となるのが、地域社会（コミュニティ）の再生であり、地域福祉活動の推進と言えます。言い換えれば、これは、地域住民（利用者も含む）の地域福祉活動への主体的な参加なくして、地域社会の再生も、新しい社会システムの創造や開発もあり得ないということです。

1990年代以降、とりわけ21世紀に入ってから社会福祉全体の動向は、①契約化、②多元化、③計画化、④分権化、⑤総合化という5つに集約されると思います。わが国の社会福祉は、これからこうした原理・原則に基づく新しいシステムへ移行していくことになるはずで、そのなかで、新しい社会福祉のあり方を示す鍵概念として「地域福祉」に関心が高まっています。つまり、現在の社会福祉は、「地域福祉」の時代を迎えていて、社会福祉協議会にはその中心的な役割を果たす機関として、地域社会から大きな期待が寄せられています。

府中市社会福祉協議会は、こうした期待に応えるべく、新たに地域福祉活動計画を策定しました。この計画は、平成6年に策定された「ふれあい府中21プラン」を継承し、さらにこの間の社会福祉基礎構造改革の論議、介護保険制度の導入と改革、社会福祉法に基づく地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や福祉サービス第三者評価事業の実施、地域福祉（支援）計画の策定、障害者自立支援法による障害者福祉の推進などの福祉改革の動向などを踏まえ、新たな計画として発展させたものです。また、この計画は、平成21年度から実施される「府中市福祉計画」（地域福祉計画）とも連動させた内容となっています。



今回の地域福祉活動計画には大きく3つの特徴があります。

第1は、府中市（行政）が「府中市福祉計画」を策定するために実施した、さまざまな社会調査の結果を活用しながら、社会福祉協議会が独自に社会調査を行い、市民や福祉団体などのニーズを丹念に把握して、それを活動計画の策定に活かしていることです。第2は、地域福祉の多元的な活動主体を明確にし、それぞれの果たすべき役割を活動計画にしたがって明示したことです。そして、それは社会福祉協議会から地域社会（市民や事業者、福祉団体など）への、いわばあつい“メッセージ”として位置づけられています。第3は、活動計画の策定過程で「職員参加」に積極的に取り組んだことです。これまでの活動計画の策定は、どうしても役員や担当職員を中心としたものになりがちでしたが、今回の計画では、たとえば計画のタイトルの公募に際し、職員から多数の応募があるなど、社会福祉協議会の職員全員が参加する計画になっています。

新たな地域福祉活動計画では、「みんながささえあう福祉のまちづくり」を基本理念として、1「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、2「誰もが住み続けられるまちづくり」、3「誰もが参加し活動するまちづくり」という3つの基本目標がかかげられています。また、この基本理念・基本目標のもとに9つの活動計画の柱があげられています。これらは、いずれも新しい時代の地域福祉にふさわしい内容となっており、府中市社会福祉協議会が、府中市（行政）、市内の事業者、関連団体、地域住民（当事者も含む）などと協働して、この計画を推進していくことが、府中市の「地域福祉」の実現につながると確信しています。

最後になりますが、この計画を策定するにあたってご協力をいただいた府中市民の方々、とりわけまちづくり推進委員会の皆さまには、この場をお借りして感謝申し上げます。また、計画の策定にあたって、われわれが実施した調査にご協力をいただいた皆さまにもあわせて感謝申し上げます。

社会福祉法人府中市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 和 気 康 太